

「ちばエコ農業」推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、「ちばエコ農業」を推進することを目的に、「ちばエコ農業」推進基本方針に基づき、「ちばエコ農業産地」の指定及び「ちばエコ農産物」の認証に必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定

「指定」とは、本県内の生産ほ場が第3の1に規定する「ちばエコ農業産地」の指定要件に適合していることを千葉県が認めることをいう。

(2) 認証

「認証」とは、本県内で生産された農産物が第4の2に規定する「ちばエコ農産物」の認証要件に適合していることを千葉県が認めることをいう。

(3) 生産者等

「生産者等」とは、本県内に居住し、指定及び認証を受けようとする（受けた）生産者及び生産者が組織する団体・法人をいう。

(4) 認証申請者

「認証申請者」とは、「ちばエコ農産物」認証に係る申請を行う生産者等をいう。認証申請者の区分は以下のとおりとする。

ア 「ちばエコ農業産地」

イ 個人・法人

ウ 団体（複数の農家及び法人が組織する任意団体）

(5) 「もっと安心農産物」生産組織

「もっと安心農産物」生産組織とは、「JAグループ千葉「もっと安心農産物」生産・販売運動推進要領」（平成16年7月1日 全国農業協同組合連合会千葉県本部。以下「もっと安心農産物」推進要領」という。）に基づき、JAグループ千葉「もっと安心農産物」検査委員会検査委員長（以下「もっと安心農産物」検査委員長」という。）により「もっと安心農産物」生産組織として登録された生産者等をいう。

(6) JAS法有機認証者

「JAS法有機認証者」とは、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）に基づき、農林水産大臣により登録された認定機関から「有機農産物の日本農林規格」（平成12年農林水産省告示第59号。以下「有機JAS規格」という。）に適合した有機農産物の生産を行う者として認定された生産者、法人及び集団をいう。

(7) 産地責任者

「産地責任者」とは、「ちばエコ農業産地」の指定を受けた生産者等を代表し、「ちばエコ農産物」の生産・販売を指導及び監督する者をいう。

(8) 乾燥調製等

「乾燥調製等」とは、水稻においては、乾燥、選別、粃すり及びとう精を、落花生においては、乾燥、選別、焙煎及びゆで・レトルト加工を、茶においては、乾燥、選別及び製茶を行うことをいう。

第3 「ちばエコ農業産地」の指定

1 指定要件

以下の各要件を満たしていることを指定の要件とする。

(1) 構成要件

環境にやさしい農業への取組実績があること（但し、「ちばエコ農業」推進要領で定める場合を除く）。

(2) 面積要件

産地としておおむね5ヘクタール以上の「ちばエコ農産物」栽培面積を有していること。

ただし、露地作物（野菜、果樹）の場合は3ヘクタール以上、施設作物（野菜、果樹）の場合は1ヘクタール以上とする。

(3) 統一栽培暦導入要件

別に定める「ちばエコ農産物」栽培基準を満たす統一栽培暦を策定し、これに基づく栽培が行われていること。

(4) 栽培情報公開要件

栽培に関する履歴を記帳し、情報公開できる体制を整備していること。

(5) 産地管理体制整備要件

産地として、産地責任者の設置及び産地規約の制定など、「ちばエコ農産物」の生産、出荷・販売、品質の管理及び内部監査体制が整備されていること。

2 指定申請

指定を受けようとする生産者等は、知事に指定申請を行わなければならない。

3 指定申請の確認

知事は、指定申請に関する内容及び関係書類を確認するとともに、必要に応じて、生産ほ場等を現地で確認する。

4 指定通知

知事は、指定申請の確認により、指定することが適当と認められる場合は、生産者等に通知する。

5 届出事項

指定を受けた生産者等は、指定に関する要件を欠く事態が生じた場合には、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

6 指定の有効期間

指定の有効期間は、指定の通知日から起算して3年間とする。

7 指定継続申請

前項の有効期間の満了後、引き続き指定を受けようとする場合には、当該有効期間の満了する日までに指定継続の申請をしなければならない。

第4 「ちばエコ農産物」の認証

1 認証の対象

(1) 認証の対象は、別に定める「ちばエコ農産物」栽培基準により栽培された作物とし、加工したものは除くこととする。

ただし、いりざや落花生、レトルト落花生及び仕上茶は対象とする。

(2) (1)の規定に関わらず、JAS法有機認証者が生産する有機農産物及び栽培期間中に化学合成農薬と化学肥料を不使用の農産物は、認証の対象とする。

2 認証要件

以下の各要件を満たしていることを認証の要件とする。

(1) 栽培要件

別に定める「ちばエコ農産物」栽培基準を満たしていること。

(2) 栽培情報公開要件

栽培に関する履歴を記帳し、情報公開に同意すること。

(3) 使用済みプラスチック適正処理要件

農業生産に使用したプラスチックが適正に処理されていること。

(4) 生産管理体制整備要件

「ちばエコ農産物」の生産、出荷・販売、品質の管理体制が整備されていること。

3 栽培計画書の提出

認証を受けようとする生産者等は、栽培を開始する前に、栽培計画書を作成し農業事務所長に提出しなければならない。

なお、「もっと安心農産物」生産組織については、後記7による認証申請を、栽培計画書の提出と併せて行うものとする。

また、前記第2(4)イの個人・法人にあつては、認証を受けようとするすべての品目(作型)の栽培計画書を作成し、取りまとめた上で提出するものとする。

4 栽培計画書の登録

(1) 農業事務所長は、生産者等から提出された栽培計画書が適当と認められる場合は、これを登録する。

(2) 栽培計画書の登録期間は、計画登録の通知日から起算して3年までとする。

5 栽培の開始

(1) 認証を受けようとする生産者等は、登録された栽培計画書に従って栽培を開始するとともに、栽培管理記録簿への記帳を行う。

(2) 認証を受けようとする生産者等は、別に定める生産ほ場表示板を圃場に設置することができる。

(3) 認証を受けようとする生産者等は、登録された栽培計画を中止する場合には、速やかに農業事務所長に届け出なければならない。

6 栽培計画書の変更

(1) 生産者等は、栽培計画書に以下に掲げる変更がある場合は、当該品目の栽培を開始する前に、農業事務所長に栽培計画変更申請書を提出しなければならない。

ア 申請者（代表者）の変更

イ 「ちばエコ農業」指定産地及び団体の構成員の追加

ウ 品目（作型）の追加・変更

エ 栽培面積の増加

オ 乾燥調製等責任者の変更

カ 乾燥調製等施設名の変更

(2) 農業事務所長は、生産者等から提出された栽培計画変更申請書が適当と認められる場合は、これを登録する。

(3) 変更後の栽培計画書の登録期間は、変更前の栽培計画書の登録期間の残りの期間までとする。

7 認証申請

認証を受けようとする生産者等は、収穫を開始する前に、農産物ごとに、知事に認証申請を行わなければならない。

なお、前記3のなお書により栽培計画書の提出と併せて認証申請を行った「もっと安心農産物」生産組織については、収穫を開始する前に、農産物ごとに、栽培管理記録簿を知事に提出しなければならない。

8 認証申請の確認

知事は、認証申請に関する書類を確認し、必要に応じて、栽培管理状況及び情報開示状況を現地で確認する。

ただし、現地確認により、必要と認められる場合は、調査のうえ、「ちばエコ農業」地域審査会に諮ることができるものとする。

9 認証通知

知事は、認証申請の確認により、認証することが適当と認められる場合は、生産者等に通知する。

10 認証マークの使用

「ちばエコ農産物」の認証マークは、別表1に定めるとおりとする。

認証を受けた生産者等は、「ちばエコ農産物」の出荷に当たり、別に定めるところにより認証マークを使用できるものとし、併せて、生産情報を表示するものとする。

11 記録の保管並びに報告及び届出事項

(1) 生産・出荷記録の保管

認証を受けた生産者等は、生産・出荷の実績を記録し、出荷終了後、米は3年間、その他の品目は1年間、記録を保管しなければならない。なお、知事から求められた場合は速やかにこれを提出しなければならない。

(2) 乾燥調製等記録の保管

乾燥調製等を自ら行った生産者等は、乾燥調製等の実績を記録し、出荷終了後、3年間保管しなければならない。なお、知事から求められた場合は速やかにこれを提出しなければならない。

(3) 認証要件を欠いた場合の届出

認証を受けた生産者等は、生産過程等において、認証に関する要件を欠く事態が生じた場合には、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

12 認証の有効期間

認証の有効期間は、前記4により登録された栽培計画に基づき生産された農産物の出荷終了までの期間とする。

第5 指定及び認証の取消し

知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定及び認証を取り消すものとする。

- (1) 指定及び認証の要件に適合しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により、指定及び認証を受けた場合
- (3) その他、知事が特に指定及び認証を取り消すことが適当と認めた場合

第6 乾燥調製等登録の認定

1 登録認定申請

認証を受けた玄米をとう精し、とう精後も「ちばエコ農産物」として流通しようとする業者ならびに認証を受けた落花生及び茶の乾燥調製等を行い、乾燥調製等を行った後も「ちばエコ農産物」として流通しようとする業者は、とう精及び乾燥調製等を開始する前に、知事に乾燥調製等登録の認定申請を行わなければならない。

2 登録認定通知

知事は、前項の申請があった場合には登録認定し、乾燥調製等を行う業者に通知する。

3 登録認定の有効期間

登録認定の有効期間は、登録認定の通知日から起算して3年間とする。

4 登録認定継続申請

前項の有効期間の満了後、引き続き乾燥調製等の業務を行おうとする場合には、当該有効期間の満了する日までに事業継続の申請をしなければならない。

5 乾燥調製等台帳の整備

乾燥調製等登録業者は、乾燥調製等台帳を記載し常備しなければならない。

6 報告

乾燥調製等登録業者は、乾燥調製等の業務終了後、乾燥調製等登録実績報告書を知事に提出しなければならない。

第7 乾燥調製等登録の取消し

知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、登録を受けた場合
- (2) その他、知事が特に登録を取り消すことが適当と認めた場合

第8 生産者等の責務

1 生産、出荷、販売及び品質に関する管理の徹底等

- (1) 生産者等は、収穫、出荷調製の段階において「ちばエコ農産物」とその他の農産物を混合してはならない。
- (2) 生産者等は、「ちばエコ農産物」の生産、出荷、販売及び品質に関する管理に万全を期すとともに、認証マークの適正な使用に努めなければならない。

2 生産情報の開示

指定及び認証を受けた生産者等は、消費者、流通業者等の信頼を得るため、別に定めるところにより、生産情報を開示するものとする。

3 消費者等に対する説明

生産者等は、消費者、流通業者等から栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には、栽培管理記録簿等を基に説明を行うものとする。

第9 乾燥調製等登録業者の責務

乾燥調製等登録業者は、乾燥調製等の段階において、「ちばエコ農産物」とその他の農産物を混合してはならない。

第10 認証等に関する組織の設置

- (1) 知事は、指定及び認証に関する基準等について、別に定める「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議において協議し、決定するものとする。
- (2) 知事は、地域段階に「ちばエコ農業」地域審査会を置き、産地指定、計画登録及び認証を適正かつ円滑に行うものとする。

第11 県の支援

知事は、「ちばエコ農業」を円滑かつ適切に推進できるよう、以下に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 産地責任者の育成指導
- (2) 生産情報開示システムの構築・運用
- (3) 環境にやさしい農業を推進するための技術研究開発及び普及指導

(4) 表示の適正化指導

(5) その他「ちばエコ農業」を適正かつ円滑に推進するために必要な事項

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成18年12月20日から施行する。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

なお、本要綱第4の3(1)に基づく栽培計画書の提出を、この改正前に行った「もっと安心農産物」生産組織については、当該栽培計画書の提出をもって、本要綱第4の3(1)なお書に基づく認証申請を併せて行ったものとみなす。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

なお、本要綱第4の2(5)生産工程管理要件は、平成33年度に栽培を開始する農産物から適用する。また、本要綱第4の2(6)面積要件は平成33年度の計画登録から適用する。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月25日から施行する。

(別表－1)

「ちばエコ農産物」認証マーク



(注1) 認証マークのキャラクター

商標登録 第4737933号

(注2) 認証マークのコンセプト

- ・エコロジー(ecology)とアース(earth)の頭文字「e」をモチーフ
- ・「笑顔」で生産者と消費者を、「新芽」で新鮮・安心な農産物を表現